

2024年3月1日
一般社団法人CB工法協会

化学物質を取り扱う事業者の必要な措置

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月1日から化学物質管理が変わります。弊会では総会や各案内などでアナウンスさせて頂いておりましたが、再度アナウンスさせて頂きます。

化学物質の管理が、従来の個別規制型から自律的な管理へ移行します。そのため、各事業者が自ら率先して化学物質管理を行う必要があります。また、事業規模に関係なく、取り扱う化学物質により化学物質管理をする必要があります。

労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント（リスクアセスメント対象物）実施が必要になります。全ての化学物質について、GHS分類で危険性・有害性が国により分類されます。リスクアセスメント対象物になっていなくても SDS による情報提供、ラベル表示、リスクアセスメント実施は努力義務になります。化学物質の GHS 分類で危険性・有害性は、厚生労働省の【職場のあんぜんサイト】で確認することができます。（【職場のあんぜんサイト】で検索してください。）

例えば、溶接ワイヤの SDS を確認すると、危険有害成分として、マンガン及びその無機化合物、モリブデン及びその化合物、銅及びその化合物及び、溶接ヒュームの記載があります。そのため、SDS の内容を従業員等に情報提供し、リスクアセスメントを実施する必要があります。

毎年、SDS による情報提供、ラベル表示、リスクアセスメント実施が必要な化学物質は追加されていきます。厚生労働省の【職場のあんぜんさいと】で確認してください。（アセチレンは、CAS No.74-86-2 の化学物質です。）

1.化学物質の管理方法（令和6年4月1日から）

- ①化学物質管理者が化学物質の管理（リスクアセスメント SDS 等）を実施
- ②保護具着用管理責任者が、リスクアセスメントを基に保護具の選定、保守管理等
- ③各作業主任者が、保護の使用を管理

2.溶接ヒューム（令和3年4月1日から）

金属アーク溶接で発生する溶接ヒュームが、特定化学物質障害予防規則の特定化学物質第2類物質（特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規則早見表 令区分34の2）に指定され、金属アーク溶接作業等を行う作業場では、特定化学作業主任者の選任、溶接作業での作業環境測定、健康診断の実施、適切な呼吸用保護具の選定・着用等の措置が求められます。

特定化学物質とは、労働安全衛生法の特定化学物質障害予防規則に規定された物質で、第1類物質、第2類物質、第3類物質があります。

第1類物質 がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの。

第2類物質 がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの

第3類物質 大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質

特定化学物質を取り扱う事業者が必要になる措置（選任された者の作業内容は記載していません。）

- ①化学物質管理者の選任による化学物質の管理
- ②保護具着用管理責任者の選任による保護具の管理
- ③特定化学物質作業主任者の選任（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者の選任）
- ④特定健康診断（特定化学物質健康診断）の実施等（特化則第39条～42条）
- ⑤特定化学物質健康診断結果報告の労働基準監督署長への提出
- ⑥じん肺健康診断の実施
- ⑦5年間の健康診断結果の保管（弊会では、30年保管推奨）
- ⑧その他の必要な措置
- ⑨屋内作業を行う場合は、溶接ヒュームの濃度測定と全体換気量の調節、呼吸用保護具の選定。
- ⑩フィットテストの実施（特化則第38条の21第9項）

※フィットテストについては、弊会 HP に[呼吸用保護具フィットテスト実施について](#)を掲載してあります。

※弊会では、上記各健康診断結果の30年保管を推奨しています。